

総会議決事項のご通知

さる 10 月 17 日秋田市手形秋田大学学芸学部講堂において開催されました本会臨時総会で、下記の通り定款の一部変更が議決せられましたので、ここにご通知いたします。

記

社団法人日本鉄鋼協会定款中次の通り変更する。

1. 定款第 10 条 中 (1 口の金額 5,000 円) とあるを (1 口の金額 10,000 円) に改める。
2. 定款第 11 条 中年会費 1,200 円とあるを、年会費 1,500 円に改める。
3. 定款第 12 条 中年会費 800 円とあるを、年会費 1,000 円に改める。
4. 定款第 13 条 中年会費 2,160 円とあるを、年会費 2,880 円に改める。

付 則

第 10 条、第 11 条、第 12 条および第 13 条の変更定款は、認可のあつた日から施行し、昭和37年 1 月 1 日から適用する。

会費値上げについて

本会におきましては、会員各位のご協力の下に着々事業内容の充実拡張に邁進してまいりまして、さきには会誌「鉄と鋼」の増刊号の発行を断行し、今回また欧文誌の刊行等を実施いたした次第であります。然るに最近におきまして印刷費、用紙代を初めその他の諸物価が一斉に騰貴してまいりまして、殊にさる 6 月から郵便料金の大幅な値上げが実施せられ、その負担の増加まことに甚だしいものがあります。つきましては、今後諸経費の節約、広告収入の増加などに努めますことは勿論であります、それのみでは到底賄いきれませんので、不本意ながら、この際値上げをお願いしなければならぬこととなり、別項の通り臨時総会に付議してその議決を経、定款の一部を変更して、会費の値上げを実施することとなりました。会員各位におかれましては、何卒右の趣旨ご了承の上明 37 年度より（会費は曆年により納付していただくことになつております。）を次の通り改正会費によりご納付下さるようお願いいたします。

正会員	年額	1,500 円
学生会員	同	1,000 円
外国会員	同	2,880 円 (米貨 8 ドル)
維持会員	1 口の年額	10,000 円